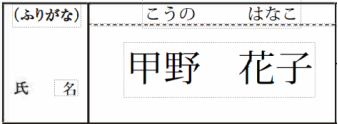


簡裁訴訟代理等能力認定考査 よくあるお問合せ

1 考査申請編	質問	回答
Q1-1	受験資格に制限はありますか。	司法書士法第3条第2項第1号に規定する研修の課程を修了した者が受験資格を有します。
Q1-2	考査申請書類はどこでもらうことができますか。	考査申請書類は、自身が入会している司法書士会(司法書士会に入会していない方は、住所地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内にある司法書士会)で交付を受けることができます。
Q1-3	考査申請はどのようにすればよいですか。	自身が入会している司法書士会(司法書士会に入会していない方は、住所地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内にある司法書士会)を通じて考査申請書類の交付を受け、当該司法書士会に申請書類を提出してください。
Q1-4	海外居住者の場合には、考査申請はどのようにすればよいですか。	海外居住者も、Q1-3のとおり、考査申請書類を司法書士会に持参するか、郵送により提出してください。 郵送により考査申請をする場合には、受験票を送付するため、日本から居住地への国際郵便に対応した返信用封筒を同封してください。
Q1-5	考査の日程や会場はどこですか。考査会場の変更はできますか。	考査日程は、考査案内書に掲載しています。 また、考査会場は、受験地を管轄する法務局ホームページに掲載しています。 なお、考査申請書の受付後は、災害による場合等を除いて受験地の変更をすることはできません。
Q1-6	自身が居住している都道府県以外の会場でも受験できますか。	自身が入会している司法書士会を管轄する法務局若しくは地方法務局又は住所地を管轄する法務局若しくは地方法務局の管轄区域以外の地域で考査を受けようとする者は、当該地域を管轄する法務局の管轄区域内に設立された司法書士会に考査申請書類を提出することにより、当該地域において考査を受けることができます。
Q1-7	考査手数料を現金、郵便切手、登記印紙、証紙等で納めることはできますか。	考査手数料は収入印紙以外で納付することはできません。考査手数料分の収入印紙を考査申請書の所定の欄に貼り付けてください。
Q1-8	考査申請書に収入印紙を貼るスペースが足りないのですがどうしたらよいですか。	考査申請書の余白(足りなければ裏面)に貼り付けてください。収入印紙の貼り付けについて疑問点がありましたら受験地を管轄する法務局へお問い合わせください。
Q1-9	考査申請書に誤記をした場合には、どのように修正したらよいですか。	誤記した文字を二重線で削除した上で正しい文字を記載する方法により訂正してください。また、訂正印は不要です。

1 考査申請編	質問	回答
Q1-10	考査申請書の氏名欄に旧姓を記載することはできますか。	<p>旧姓を記載しても差し支えありません。この場合には、認定証書も旧姓で発行されます。</p> <p>旧姓を記載する場合には以下の記載例のとおり旧姓のみを記載し、現在の戸籍上の氏を併記する必要はありません。</p> <p>(記載例) 戸籍上の氏名を「甲野花子」から「乙野花子」に変更した者が「甲野花子」で考査を受験する場合</p> 
Q1-11	外国籍の場合には、氏名欄はどのように記載したらよいですか。	漢字で氏名が記載できない場合には、氏名欄には、氏名をカタカナ又はローマ字で記載いただき、漢字で記載する場合にはふりがなも記載してください。 住民票に記載されている通称名での受験も可能です。その場合には、認定証書も通称名で発行されます。
Q1-12	申請から考査の結果の発表日まで住所又は氏名が変わる予定ですが、変更前と変更後のどちらを記載すればよいですか。また、申請後に急きょ変更になった場合には、どのように届出をすればよいですか。	考査申請書には、考査申請時点の情報を記載してください(申請書に不備等があった場合には、申請書に記載いただいた連絡先に連絡をします。) 考査申請後、住所等の変更があった場合には、直ちに受験地を管轄する法務局へその旨届け出てください。届出の方法は受験地を管轄する法務局にお問い合わせください。
Q1-13	考査申請を郵送で行う場合には、提出書類を普通郵便で送付してもよいですか。	郵送により考査申請を行う場合には、書留郵便で送付してください。
Q1-14	代理人又は使者を通じて申請をすることはできますか。	考査申請手続は、代理人又は使者が行うことができますが、代理人又は使者の方の身分証の提示をお願いする場合があります。なお、委任状は不要です。
Q1-15	郵送で考査申請を行いました、受験票が届きません。	考査案内書に記載の考査申請書発送予定日以降、1週間程度経過しても受験票が届かない場合には、受験地を管轄する法務局にお問い合わせください。
Q1-16	受験票を紛失した場合には、どうすればよいですか。	受験票を紛失した場合には、受験地を管轄する法務局にお問い合わせください。

2 特別措置編	質問	回答
Q2-1	特別措置の申出をするには、どのような書類が必要ですか。	特別措置申出書(各法務局に様式があります。)のほか、医師の診断書をはじめとする障害の程度と希望する特別措置との関係性が分かる資料が必要となります。
Q2-2	どのような特別措置を認めてもらえるのですか。	障害の程度等に応じて内容が変わります。具体的な内容については、受験地を管轄する法務局にお問い合わせください。
Q2-3	特別措置はいつまでに申し出る必要がありますか。	原則として考査申請受付期間中に、受験地として記載しようとする法務局に申出をしてください。

1 考査申請編	質問	回答
Q2-4	特別措置申出書に添付する医師の診断書は、数年前に診断を受けたものでもよいですか。	現在の状況を把握する必要がありますので、診断後1年以内かつ直近のものを添付してください。
Q2-5	申出をすれば、特別措置は必ず認められますか。	障害の程度や希望する特別措置の内容に応じて個別判断となりますので、必ずしも申出の内容どおりに特別措置が認められるわけではありません。

3 考査当日編	質問	回答
Q3-1	会場に時計はありますか。	時計がない会場もありますので、必要に応じて持参してください。 なお、Q3-5のとおりスマートウォッチは使用できませんので御留意ください。
Q3-2	考査当日中、かばんを座席の横に置くことはできますか。	不正行為の防止のため、かばんは原則として座席の下に置いてください。
Q3-3	指定時刻経過前にトイレ等のために考査室から退出し、指定時刻までに考査室に戻れなかった場合には、考査の受験はできますか。	指定時刻経過までに考査室内の所定の席に着席したとしても、その後に考査室外に出て、指定時刻の時点で考査室内に在室していない場合には、受験をすることができない場合があります 指定時刻間際に急にトイレに行きたくなった場合等、やむを得ない事情がある場合には、必ず考査監督員まで申し出てください。
Q3-4	座布団やクッションを使用することはできますか。	座布団やクッションを使用することはできます。ただし、考査監督員が考査実施上支障がある(不正行為の疑い等)と判断した場合には、使用を取りやめていただくことがあります。
Q3-5	スマートウォッチを使用することはできますか。	時刻の確認のためであっても、スマートウォッチを使用することはできません。考査中に使用している場合には不正受験となる場合があります。
Q3-6	下敷きを使用することはできますか。	下敷きを使用することはできません。答案作成上支障がある場合には、板目紙を貸与しますので、考査監督員へ申し出てください。
Q3-7	拡大鏡(ルーペ。着用型の拡大鏡も含む。)を使用することはできますか。	原則として使用することはできません。目の疾患等により使用が必要な場合には、特別措置の申出を行ってください(上記「2特別措置編」参照)。
Q3-8	考査中に常備薬の服用をすることはできますか。	原則として服用することはできません。疾病等により考査中に常備薬を服用する必要がある場合には、特別措置の申出を行ってください(上記「2特別措置編」参照)。
Q3-9	帽子を着用したまま考査を受けることはできますか。	原則として着用したまま受験をすることはできません。傷病等により着用が必要な場合には、特別措置の申出を行ってください(上記「2特別措置編」参照)。
Q3-10	サポーター、リストバンド等を使用することはできますか。	原則として使用することはできません。傷病等により使用が必要な場合には、特別措置の申出を行ってください(上記「2特別措置編」参照)。

1 考査申請編	質問	回答
Q3-11	机の上に置けるキャップ付きペットボトル飲料は1本までとされていますが、容量は決まっていますか。	容量の定めはありません。 なお、水滴等によって問題や解答用紙の汚損等が生じたとしても、交換には応じられませんので御留意ください(ペットボトルカバーの使用はできません。)
Q3-12	水筒を机の上に置くことはできますか。	水筒は机の上に置くことはできません。ペットボトルのみ認められています。
Q3-13	空調等により寒い(暑い)と感じた場合には、席を変えてもらうことはできますか。	指定された座席の変更はできません。衣服により調整してください。
Q3-14	申請時に眼鏡をかけていない(かけた)顔写真を添付して申請しましたが、考査当日に眼鏡を使用する(しない)ことはできますか。	差し支えありませんが、考査時間中、本人確認のため、考査監督員が眼鏡の着脱を求められることがあります。
Q3-15	電卓、筆記用具や腕時計を忘れた場合には、貸与してもらえますか。	貸与することはできません。
Q3-16	考査申請書・受験票の氏名欄には戸籍上の氏名を記入しましたが、解答用紙の氏名欄には旧姓を記入してもよいですか。	解答用紙には考査申請書等に記入した氏名を記載してください。考査申請書等の氏名欄に旧姓を記入した場合には、解答用紙の氏名欄にも旧姓を記入してください。考査申請書等に通称名を記入した場合も同様です。

4 考査終了後編	質問	回答
Q4-1	考査の結果の発表時刻になっても法務省ホームページが更新されていません。	何回か更新を行ったり、携帯電話の場合にはキャッシュの削除、媒体を変える(携帯・PC)等を試みてください。 なお、法務本省のシステムの関係で、若干のタイムラグが発生する場合がありますので、一定の時間が経ってからアクセスすることをおすすめします。
Q4-2	認定証書の交付はどのように行われるのでしょうか。	対面又は郵送により交付を行います。交付方法は法務局ごとに異なります。
Q4-3	考査の結果について電話で確認することはできますか。	個人情報保護の観点から、受験者本人であるか否かにかかわらず、電話で確認することはできません。
Q4-4	認定証書の記載内容(氏名、生年月日)に誤記がありますが、対応してもらえますか。	考査申請書に記載した内容と認定証書の記載内容に齟齬がある場合には、直ちに受験地を管轄する法務局にお問い合わせください。
Q4-5	認定証書を紛失してしまいました。再発行できますか。	認定証書の再発行はできません。 なお、認定を受けたことを証する証明書の発行手続を行っておりますので、受験地を管轄する法務局にお問い合わせください。
Q4-6	成績は通知してもらえますか。	希望者に対して考査の点数を通知します。成績通知の申込方法の詳細については、考査実施当日のお知らせに従い、申込期間内に申込みをしてください。なお、成績通知の申込みは、申込期間内に一人1回に限られ、申込期間経過後の申込み又は申込みの変更には、一切応じられません。